

改正後	現行																		
長野県人財確保・生産性向上連携会議設置要領	長野県就業促進・働き方改革戦略会議設置要領																		
(設置目的) 第1条 <u>人口減少下において、長野県内の産業を担う多様な人材の確保・育成の推進及び一人当たりの付加価値労働生産性を高めていくため、国・県・経済団体及び労働団体等が主体的に取組を実行し、それらを共有・連携する場として、「長野県人財確保・生産性向上連携会議」(以下「会議」という。)を設置する。</u>	(設置目的) 第1条 長野県内の産業を担う <u>人材の就業促進及び長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の導入等の「働き方改革」を推進するため、国、県、経済団体及び労働団体等で構成する「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」</u>(以下「会議」という。)を設置する。																		
(会議事項) 第2条 <u>会議においては、以下の事項について意見交換・連携を行っていくものとする。</u> <u>(1) 県内の産業を担う多様な人材の確保・育成に関する事項(働き方改革推進を含む)</u> <u>(2) 県内企業における付加価値労働生産性の向上に関する事項</u> <u>(3) その他、人材確保・生産性向上に関する事項</u>	(協議事項) 第2条 <u>会議での協議事項は次のとおりとする。</u> <u>(1) 県内の産業を担う人材の就業促進方法等に関する事項</u> <u>(2) 県内企業における労働時間、年次有給休暇、多様な働き方等労働環境についての現状及び課題の整理</u> <u>(3) 働き方改革推進のための共通テーマや推進方法等に関する事項</u> <u>(4) 生産性向上、その他働き方改革に関する事項</u>																		
(構成員) 第3条 <u>会議の構成員は次のとおりとする。</u> <table><tr><td>構成員</td></tr><tr><td>長野県経営者協会</td></tr><tr><td>長野県中小企業団体中央会</td></tr><tr><td>長野県商工会議所連合会</td></tr><tr><td>長野県商工会連合会</td></tr><tr><td>日本労働組合総連合会長野県連合会</td></tr></table>	構成員	長野県経営者協会	長野県中小企業団体中央会	長野県商工会議所連合会	長野県商工会連合会	日本労働組合総連合会長野県連合会	(構成団体及び委員) 第3条 <u>会議の構成団体及び委員は次のとおりとする。</u> <table><tr><td>構成団体</td><td>委員</td></tr><tr><td>長野県経営者協会</td><td>会長</td></tr><tr><td>長野県中小企業団体中央会</td><td>会長</td></tr><tr><td>長野県商工会議所連合会</td><td>会長</td></tr><tr><td>長野県商工会連合会</td><td>会長</td></tr><tr><td>日本労働組合総連合会長野県</td><td>会長</td></tr></table>	構成団体	委員	長野県経営者協会	会長	長野県中小企業団体中央会	会長	長野県商工会議所連合会	会長	長野県商工会連合会	会長	日本労働組合総連合会長野県	会長
構成員																			
長野県経営者協会																			
長野県中小企業団体中央会																			
長野県商工会議所連合会																			
長野県商工会連合会																			
日本労働組合総連合会長野県連合会																			
構成団体	委員																		
長野県経営者協会	会長																		
長野県中小企業団体中央会	会長																		
長野県商工会議所連合会	会長																		
長野県商工会連合会	会長																		
日本労働組合総連合会長野県	会長																		

<table><tr><td>金融機関</td></tr><tr><td>長野経済研究所</td></tr><tr><td>長野労働局</td></tr><tr><td>長野県</td></tr></table> 2 会議の委員は、構成員である各団体の長が指名する者とする。 3 会議の座長は、長野県の委員をもって充てる。 4 会議の委員は原則、長野県就業促進・働き方改革戦略会議幹事会構成員相当の職位を有する者とするが、必要により各構成員の代表権限を有する者が出席できるものとする。	金融機関	長野経済研究所	長野労働局	長野県	<table><tr><td>連合会</td><td></td></tr><tr><td>長野県連合婦人会</td><td>会長</td></tr><tr><td>金融機関</td><td></td></tr><tr><td>学識経験者</td><td></td></tr><tr><td>長野労働局</td><td>局長</td></tr><tr><td>長野県</td><td>知事</td></tr></table> 2 会議の座長は長野県知事をもって充てる。	連合会		長野県連合婦人会	会長	金融機関		学識経験者		長野労働局	局長	長野県	知事
金融機関																	
長野経済研究所																	
長野労働局																	
長野県																	
連合会																	
長野県連合婦人会	会長																
金融機関																	
学識経験者																	
長野労働局	局長																
長野県	知事																
(削る)	(幹事会) 第4条 会議に、作業部会として、幹事会を設置できるものとする。 2 幹事会の協議事項、構成員等必要事項については別途定める。																
(会議の開催) 第4条 会議は座長が招集する。 2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。	(会議の開催) 第5条 会議は座長が招集する。 2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。																
(公開) 第5条 会議は、原則公開とする。ただし、公開しないことが適当と認められる場合は、非公開とする。	(公開) 第6条 会議は、原則公開とする。ただし、公開しないことが適当と認められる場合は、非公開とする。																
(事務局) 第6条 会議の事務局は、長野労働局及び長野県が共同で担当する。 2 会議の庶務は長野県産業労働部が担当する。	(事務局) 第7条 会議の事務局は、長野労働局及び長野県が共同で担当する。 2 会議の庶務は長野県産業労働部労働雇用課が担当する。																
(産業分野別、地域別の会議・取組との連携) 第7条 第1条の設置目的を推進するため、産業分野別及び地域別の会議・取組との連携を図る。	(産業分野別会議及び地域会議等との連携) 第8条 第1条の設置目的を推進するために別に設置された産業分野別会議及び地域別会議との連携を図る。																

<u>(「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」との連携)</u> 第 8 条 第 1 条の設置目的の達成に向けて、行政、企業、地域、県民が結集する「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議(以下、「県民会議」という。)と連携を図る。	<u>(新設)</u>
<u>(信州未来共創戦略に基づく「私のアクション！」の実行に向けた連携)</u> 第 9 条 県民会議が策定した「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」で掲げる「2050 年にありたい姿」、「2030 年に目指す旗」を実現するために各構成団体が策定したアクションの実行に向け、連携を図る。	<u>(新設)</u>
(その他) 第 10 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。	(その他) 第 9 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。
附則 この要領は、平成 30 年 4 月 19 日から施行する。 附則 この要領は、平成 30 年 10 月 23 日から施行する。 附則 この要領は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和 7 年 月 日から施行する。</u>	附則 この要領は、平成 30 年 4 月 19 日から施行する。 附則 この要領は、平成 30 年 10 月 23 日から施行する。 附則 この要領は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。